

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導重要事項説明書及び同意書

1. 公益社団法人信和会東山診療所は京都府知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所（事業所番号：2610804599）です。居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う医師は、下記の通りです。ただし、主治医がやむを得ない事情により訪問できず他の医師が訪問した場合はこの限りではありません。また、今後下記医師に変更があった場合においても当同意書の効力が失われるものではありません。

医師 水野 隆元 ・ 山田 隆也 ・ 真田 悠希 ・ 後藤 広亮

2. 介護保険の申請を行われ要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、医師が居宅を訪問して必要な指導、管理を計画的に行い、これをもとにご本人・ご家族または介護支援専門員（以下ケアマネジャー）、介護サービス提供事業所への医学的観点からの指導・助言を行います。

3. 指導を行う曜日、時間は原則として下記の通りです。

月・水曜日……………13時30分～16時30分

火・木・金曜日……………9時00分～12時00分・13時30分～16時30分

①ただし、上記の曜日が国民の祝日および12月29日～1月3日の場合は休診といたします。

②上記の曜日、時間で臨時休診等変更する場合はその都度、当診療所内に掲示いたします。

③なお、やむを得ず上記の曜日、時間以外で指導を行った場合や、緊急の往診で指導を行った場合は、この限りではありません。

4. 指導を希望された方には、医療保険で受診された投薬料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料等とは別に、介護報酬に応じた利用者負担金を徴収いたします。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は、提示いただくことで公費制度により負担金が補助されることもあります。利用料金は以下の通りです。

（1）居宅療養管理指導費（Ⅰ）・介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）

（在宅時医学総合管理料を算定していない場合）

1回につき514円（同一建物居住者9人以下に対しては1回につき486円）

（同一建物居住者10人以上に対しては1回につき445円）

1月に2回を限度

（2）居宅療養管理指導費（Ⅱ）・介護予防居宅療養指導費（Ⅱ）

（在宅時医学総合管理料を算定している場合）

1回につき298円（同一建物居住者9人以下に対しては1回につき286円）

（同一建物居住者10人以上に対しては1回につき259円）

1月に2回を限度

5. 介護サービス等にかかるご質問やご要望、苦情等は、訪問時または東山診療所までお申し出下さい。また、苦情申立先は次の通りです。

ご相談窓口	ご利用時間	連絡先
公益社団法人信和会 東山診療所 正垣 勇気	平日 9時00分～16時30分 (休診日除く)	電話 075-561-5500
京都市東山区役所 福祉介護課（介護保険担当）	月～金曜日（祝日除く） 9時00分～17時00分	電話 075-561-1191（代表） 075-561-9188（直通）

京都市下京区役所 福祉介護課（介護保険担当）	月～金曜日（祝日除く） 9時00分～17時00分	電話 075-371-7101（代表） 075-371-7214（直通）
京都府国民健康保険 団体連合会 介護保険課介護相談係	月～金曜日（祝日除く） 9時00分～17時00分	電話 075-354-9011（代表） 電話 075-354-9090（直通） ファックス 075-354-9099

6. 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、当事業所管理者に連絡するとともに、京都府、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

7. 医師には利用者ならびに家族についての守秘義務があり、個人情報外部に漏らしません。ただし、介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス提供担当者による会議等においてケアマネジャーや介護サービス提供事業者に指導・助言するにあたり、必要な情報を提供する場合があります。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供開始に当たり、利用者に対して上記の重要事項を説明しました。

年 月 日

事業所名 公益社団法人信和会 東山診療所

所在地 京都市東山区今熊野宝蔵町 43

代表者 管理者 水 野 隆 元

説明者 職名 _____ 説明者 _____

私は、事業者から居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、サービス提供を受けることに同意します。また、サービス担当者会議等において私ならびに家族の個人情報を用いることに同意します。

年 月 日

利用者 _____

住所 _____

*代筆の場合下記参照)

利用者が手指の障害などで文字が書けない等の場合、欄外に、署名を代行の旨・続柄・氏名を付記することで差し支えない。(契約関係上、事業者は代筆不可) (例) 上記署名は、京都 花子(妻)が代行しました。

代理人 住 所 _____

(選任した場合)

氏 名 _____ (利用者との続柄 _____)